

文部委員会議録第二十四号

昭和二十九年三月二十六日（金曜日）
午前一時十四分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君
理事相川 勝六君 理事竹尾 弌君
理事長谷川 峻君 理事町村 金五君
理事野原 覺君 理事松平 忠久君
伊藤 郷一君 岸田 正記君
熊谷 憲一君 坂田 道太君
世耕 弘一君 原田 憲君
山中 貞則君 亘 四郎君
田中 久雄君 中嶋 太郎君
吉田 安君 高津 正道君
辻原 弘市君 山崎 始男君
小林 進君 前田榮之助君
小林 信一君 松田竹千代君
出席國務大臣

出席政府委員

文部大臣 大連 茂雄君
人事院總裁 淺井 清君
検事（刑事局長） 井本 豪吉君
文部政務次官 福井 勇君
文部事務官（初等中等教育局長） 緒方 信一君
委員外の出席者
専門員 石井 易君
専門員 横田重光君

三月二十五日

公立学校教職員の政治活動制限反対に関する請願（神近市子君紹介）（第三九〇七号）
同（萩元たけ子君紹介）（第三九〇八号）
同（高津正道君紹介）（第四〇〇二号）

第一類第七号

文部委員会議録第二十四号 昭和二十九年三月二十六日

同（吉川久衛君紹介）（第四〇〇三号）
同（井堀繁雄君外一名紹介）（第四〇〇四号）
同外一件（中澤茂一君紹介）（第四〇〇五号）
同（萩元たけ子君紹介）（第四〇〇六号）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法に基きその経費の予算強化に関する請願（田中龍夫君紹介）（第四〇〇七号）
公共学校事務職員に教育公務員特例法適用の請願（加藤高藏君紹介）（第四〇〇一八号）
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案（内閣提出第四〇〇号）
教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第四一〇号）

〇辻委員長 これより会議を開きます。
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。両案の修正案に対する質疑は終局いたしました。これより両案並びにこれに対する各修正案を一括して討論に付します。討論は通告に従って順次これを許します。長谷川峻君。

〇長谷川（峻）委員 私は自由党を代表

いたしました。ただいま提案になつております教育二法案、すなわち教育公務員特例法の一部を改正する法律案及び義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の修正案につきまして、賛成の討論をいたさんとす

るものであります。以下その理由を申し上げます。

われ／＼がこの二法案に賛成するその第一の理由は、審議の過程あるいは現地調査において明らかなように、教育基本法第八条第二項に触れる偏向教育が随時随所に行われており、今にして何らかの法的措置が講ぜられなければ、全国津々浦々の小中学校に蔓延する危険性が感ぜられるからであります。たとえば例を具体的に旭ヶ丘中学校にとつてみます。日本共産党が日教組の容共分子である統一委員会に指示した学校の自主管理を完全に実行しておるのであります。その自主管理方式が最初七、八名の容共的グループによつて指導され、反対の意見を表明していた校長も、遂にはそのグループの指導方針に屈服し、それが男女生徒に浸透して、生徒みずからも、われ／＼は片寄つた教育を受けてはいない、片寄つた教育を受けているのはむしろこの学校以外の学校であると言ひ、あるいは赤とは正しいことを正直に言うことであると言つたり、さらにまた学校新聞においては、国会を見学した感想文に、いなかまわりの大根役者やばくち打などが集まつて、万才や茶番劇をやつて

いるとか、靖国神社に行つた感想として

は、幾多の戦争犠牲者がペンにかかつて死んで行つた無名戦士の墓であるとか、大阪の平和祭の参加した百余名の生徒の手記に、これらの人たちの中には日本人より朝鮮人が多い、日本より朝鮮の方が平和勢力が強いといううなことを十四、五歳の男女生徒が大胆に書いていますのであります。特に注目すべきは、父兄、住民に対しても、学校の自主管理方式が決して誤つておらないと働きかけていること、すなわち共産主義教育即平和教育であると、あらゆる学校行事、父兄会を通じて印象づけ、しかもそれがかなりの父兄によつて支持されている事実であります。このような教育を受けたくない生徒、あるいは受けさせたくないところの父兄がどんなに立ち上つても、聞き入れられないまでに徹底発展していることは憂うべき実情であらうと思つておるのであります。よく反対の諸君は、これらの事例は偶発的なものであると言ひ、これをもつて大多数の善良な教職員を制限することは不合理であると論難しますが、われ／＼は断じて偶発的に起つたものでないと思つて、計画的に組織的に巧妙に行われておるのであつて、少くとも反対の諸君が言うように、現在のまま日教組の自主性にゆだねて、善良なる教職員の良識にまつたけでは、文部省が提出した二十四の偏向事例にとどまらず、日ならずして全国をおおりに至り、赤色革命の危機を感ずるもの、ひとりわれ／＼だけでは

ないと思つてあります。

このような偏向教育の参謀本部的役割をしております日教組の運動方針に、共産党が多大の影響を与えておることは、国警長官、公安調査庁長官の答弁でも明らかなこととあります。一九五三年すなわち昨年九月四日、日教組中央グループ指導部の秘密機関紙教育戦線によりまして、日教組を上から下まで民主化することによつて戦闘的労組に育て、全国五十万の教育労働者を日教組に結集させるとともに、それを平和、独立、民主自由を求める国民統一戦線の側に立たせ、労働同盟結成への組織者としての自覚を持つた実践行動に入らせねばならないと言つておるのであります。すなわちそのうち第三項目としては、義務教育学校職員法、スト禁止法、警察法改正案等の悪法を粉砕するためには、平和教育を実行するための学校の自主的管理並びにストライキをもつて闘ひ、これを全国、全産業のゼネストに発展させるといふ方策を明確に打込むことと、このよう

な革命指令は次に日教組の内部に発せられておるのであります。これを受取つた日教組は、実力行使は合法的、道法的ではないか、非合法行為を侵してもなお闘うべきであるという強い線を実践しているものであります。これによつてみても偏向教育のよつて来るものは、決して偶発的なものでなく、彼らの革命方式に向つて歯車の回転するがごとく、精密な計算によつて実施されているのであります。よつて

われ／＼は反対党の諸君が、これらの偏向教育を大したことではないではないか、九年の毛である、繰返し繰返し弁解し続ける態度は、了解に苦しむものであります。いな、その思想的立場を疑わざるを得ないものであります。われ／＼は日本の教育界百年のために、まさに思想的対決の場に立つてゐることを痛感するものであります。

次に、第二の賛成の理由を申し上げます。今日何人といえども平和を欲しないものはないはずであります。日本の独立と平和の維持は、決して反対党諸君の専断特許ではありません。その手段と方法に議論があるだけであつて、日教組が掲げる再軍備反対、親ソ、親中共、反米一辺倒の平和教育を、一方的に教壇から、白紙のごとき感受性の強い生徒、児童に反復徹底させることは、往年のファッショ教育以外の何ものでもありません。これは共産主義の奴隷となつた教育政策と何ら異なるところがないのであります。現在のところ、まさに五十余万の教職員の人事権を實質的に掌握し、生殺与奪の権を持つ日教組が、あえて非合法行為を犯してまでも、このような偏向教育をその資金と組織力を動員して、全国の教職員を叱咤激励、内面指導した際の恐るべき結果は、火を見るよりも明らかであることとあります。愛児を人質にとられてゐる父兄の弱みにつけ込んで、各種の署名運動を強要したり、闘争に名をかりて子供の学ば自由と権利を蹂躪して、楽しかるべき日曜日に休校したり、ましては強引な居すわり戦術を実行したり、さらにまた学校長や教育委員会の権限を無視して、日教組の指令

一本で学校管理をするがときは、断じて許さるべきではないと思ふのであります。世論を軽視しつつ、しかも一部権力主義者は、政治的野心を果さんために、この全国組織を踏みにし、選挙の行われるたびごとに薄給の同僚教職員に莫大な資金カンパを強制する一方、得票の割当てで行つて特定候補のために狂奔する無状ぶりは、まったく教職員組合本来の使命を逸脱したものであります。世界の目が笑つてゐるところであります。すなわち私

は、日本の教育を守るために、わが自由党の政治的生命をかけたこの二法案の成立を契機として、義務教育に携わる全国五十余万の教職員が、日教組に巢食する容共分子や権力主義者の不当支配に教壇を退くことなく、敗戦の苦悩の中にもわが愛児に望みを託してゐる全国の父兄、その愛情と期待の中に我々として学校に通つてゐるネクス・ゼネレーション、これらを育成して行くという重大なる責任者として、教育者の良心を發揮して、それ／＼自主的に奮起精進せられんことを切に念願し、賛成の討論を終えるものであります。(拍手)

○辻委員長 次に吉田安君。
○吉田(安)委員 ただいま義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案の二法案に対し、三党共同の修正案が提出されておられますから、私は改進黨を代表いたしまして、この三党共同の修正案並びに修正部分を除く政府原案に対し、賛成の意を表するものであります。(拍手) 以下きわめて簡単に賛成の理由を

述べたいと思ひます。
戦後わが日本国は新憲法のもとに、かの全体主義的教育方針をかなぐり捨て、民主主義的教育の大原則を打立てましたことは、諸君御承知の通りであります。しかしながらこの変化はまったく大なる変化であり、この変化は、教育基本法など世にいわゆる教育三法その他教育に關係する諸法令を出しまして、教育の民主化にあやまちなきやう、これが育成をはかつたのであります。しかるにわが国今日の教育界の現状はどうでありましようか。労働運動の発達とともに、せつかく育成途上の教育界に真に排撃すべき赤の手が侵入し来りまして、今や純正なる全国五十万の最大多数の先生方が、その赤の手の大なる勢力に支配されまして、いかにともなうがたい状態に追い込まれつつあるものであります。また一面には国家公務員法、地方公務員法等によりまして、相当制限規定は設けられてゐるのであります。時にありますと、ほとんど傍若無人のありさまであります。今にして国家は断固たる決意のもとにこれに對策を講じなかつたならば、百年後とは申しませんが、ここ十年を出ずして、全国至るところわが国はいわゆる赤の支配下に追い込まれ、制圧されないとそれが保障できましようか。さきにわが国はがらにもない武力戦争に巻き込まれまして、國は破れました。その後今日までの國民の塗炭の苦しみはいかがでありましたか。辛うじて独立国になりましたが、今また赤の侵略が教育界に遠慮なく迫りつつあるのであります。国家の前途まことに憂慮にたえないことと私は存するものであります。思ひをここにいた

しますとき、原案提出者である大連文部大臣の御苦心を多いたしますと同時に、わが改進黨は反共主義の覚悟は立脚いたしました、政府原案に厳重な検討を加えつつ、遂に自由党、日本自由党といわゆる三党共同の修正案を打出した次第であります。すみやかに本案通過を期待する次第であります。

最後に一言申し上げたいことは、この二法案とも臨時措置の法案でありまして、もちろん恒久法ではありませんから、わが今日の教育が真の軌道に乗るがため、全国至るところに眞の反省が見えましてときには、すみやかにこの両法案を廃棄すべきであるということとを強く付言いたしまして、簡単ではあります。改進黨を代表した賛成討論を終るものであります。(拍手)

○辻委員長 野原覺君。
○野原委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程せられております教育公務員特例法の一部を改正する法律案、並びに義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の修正案につき反対の討論を展開せんとするものであります。まず最初に総括的な討論を述べ、次に二法案のおの／＼につきましてその主要な問題点を指摘し、反対の理由を明らかにしたいと思ふのであります。

教育基本法はその第八条におきまして、良識ある公民たるに必要な政治的教養の尊重を、特定の政党を支持し、またはこれに反対するやうな政治教育その他政治活動を行つてはならないことを規定し、また第十条には教育は不当な支配に服することなく、國民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものであること、教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならないことを規定してゐるのは、まったく正しいと思ふのであります。このことからの帰結は、教育は自主性を持つべきであり、時の権力によつてはいつまでも動かされてはならないということであり、(拍手)なげなれば、教育の自主性に対する最大の脅威は、時の政治的支配力と行政的権力とからの圧迫であるからであります。それゆゑにこそ教育基本法は、教育行政に對して教育の条件整備といふいわば謙虚な地位のみを与えることを明記してゐるのであります。またそれゆゑにこそ過去の外國の事例に徴してみましても、教育の中立性がいわれる場合には、多くは現実政治における政党内の対立抗争から、教育行政の運営をあるやうに制限し、また教育行政に教育關係者の発言を織り込むための制度上、あるいは行政技術上の種々の考慮が払われてゐるのを見

言うまでもなく、教師は一個の市民としてはみづからの政治的判断に従つて行動する権利を持つてゐるべきであります。現行の地方公務員法において、地方公務員がその勤務地以外において政治活動の自由を与えられてゐるのは、それが一市民としては當然の権利であるというのみでなく、むしろ積極的に地方の良識を政治に反映させるべきだといふ趣旨によつてゐること

は、地方公務員法第三十六条第二項但書が附加されたときの第四回國會議事録を見ても明らかであります。法案は教師からのみこの権利を奪おうと

しているのではありません。このことは教師の良識が他の地方公務員より劣るといふ認識によるのであるとするならば、それはわれわれの見解並びに一般の常識に反するものであります。また教師の職能は他の公務員のように直接に公権力を行使して行政事務を執行するものではないのでございます。かかる、教師に対してはより広い市民的自由が与えられるべきでございましょう。この意味において、むしろ現に国家公務員たる教師の受けている政治活動の拘束こそ取除くべきなのであります。もと／＼人事院規則による国家公務員の政治活動の禁止は、手続上に疑義があり、内容も酷に過ぎるとされているものでありますから、この機会に再び厳密に検討されなければならぬいにもかかわらず、公立学校の教育公務員を国立学校の教育公務員と区別して規制することは適当でないとの理由で、国立学校の教育公務員と同様の取扱いをしようとするのは、教育の何たるかを解しない、本末転倒もまたはなはだしといわなければなりません。(拍手)

政府は今回二つの法案を提出いたしました理由として、今日の日本の教師は片寄った教育をしているとして、いわゆる偏向教育の事例なるものを大連文部大臣が出して参つたのであります。そのあげられた事例の大半はまったく事実無根であり、二法案提出に信憑性を持たせるためのつち上げであることはわれわれの調査によつて明らかであります。(拍手)偏向教育として指摘せられた学校の教職員、児童、生徒はもとより、父兄、地方教育委員会を初め、教育に関心を持つ国民の情激

はその極に達しているでございす。今や逆コース大連文政にはくそえんでいゝものは反動極右のともがらだけであつて、良識ある国民はことごとく一片の信賴をも寄せないことを私は指摘しなければなりません。(拍手)もしその二つの法案が通つた場合には、常に犯罪容疑者の地位にある危険を冒さずには現実に即した教育の研究はできなくなるのであります。戦後初めて学者と実業家との交流が自由になり、今日ようやく共同研究が実を結ぼうとしているのに、この法案が再びこれを不可能にするものであります。教育学者が科学的に研究した成果がたま／＼ある政党の政策と一致し、または背反した場合、そのいずれの場合にもこれを教師に伝えることが一方的に教唆扇動と認められ、その教育学者は罪に問われているという危険にさらされることになるのは、理性をもつてはまったく理解し得ぬことといわねばなりません。(拍手)それは単に教育研究者のみについて言えることではございせん。いかなる科学の研究者も、政治家も、評論家も、何人も程度の差こそあれ、この危険から免れることはできないのでございます。けだしかなる科学も何らかの意味において政治に関係がまつたかといふことは現代においてはあり得ないからであります。すなわちこの二つの法案は広汎な学問思想の自由に重大な影響を及ぼし、言論機関にも甚大な制約を与えるものであります。(拍手)

次に私は教育公務員特例法の一部改正法案につきまして、その若干の問題点とこれに反対する理由について述べてみたいと思ひます。第一点としてあげねばならぬことは、この改正法案は憲法違反であるといふことであります。御承知のごとく、憲法第三章は国民の基本的権利として思想、良心、表現、学問の自由を保障し、すべての国民は法のもとに平等であり、政治的、経済的ないしは社会的関係において差別されないことを保障しているにもかかわらず、この改正法案を見ても、及び公共の福祉に反するといふことを名目といたしまして、教員の政治活動を全面的に制限しているものであります。この点に關しましては国家公務員法及び地方公務員法がすでに憲法立法であるのに、本法はさらにそれを越えて時局的、場所的配慮をもすべて無視しているものであつて、まさしく憲法及び憲法に規定された基本的人権の蹂躪以外の何ものでもないといわなければなりません。

第二点は、公立学校教員の身分法上の扱いを身分法とかわりなく、その政治的行為に關して国立学校教員と同一にしたことは不当であるといふこととてでございます。現在公立学校の教員の身分が市町村にあることは憲法の地方分権の精神によるものであり教育委員会の設置された目的によつても明らかな事実であります。申すまでもなく教育はその地域住民の意思によつて決定されるべきものであつて、義務制といえども、官僚機構と国家権力により統制されるべきものでは断じてないものでございます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)しかるに、本法案におきましては、教育の特殊性というより一般的な抽象的规定により、憲法を無視した条文を押しつけようとしているのであつて、逆

コースのはなはだしきものといわなければならぬのでございます。文部当局は、民主主義に立脚し、教育行政の地方分権のためと称して、地方教育委員会を強行設置し、現状を無視してまで育成強化せんことをうたいながら、しかも、一方におきましてかかる処置をとることは、明らかに政治権力の教育に対する不当な干渉であつて、このことが教育の中立を侵害するものであると断定してはばからないと思ひます。私どもは、現行地方公務員法第三十六条の但書制定の沿革は、市町村に、公立学校の教員の身分があることによつて理由づけられたものであることを忘れてはならない。このことを重ねて申し添えたいと思ひるのであります。

第三点は、人事院規則は、大学と大学以外の教員との間に適用上の相違が生ずるということであり、学校教育法によれば、大学は第五十二条により研究機関であることも規定されているのであります。従つて研究としての政治批判の發表は、本来の職務として制限されないものでございすが、高等学校以下には研究機関たることの保障がございせんので、一方的に政治行為にわたるものとして、権力的解釈がなされる不合理があることを指摘したいのでございます。

第四点は、教育の場に官僚が介入する口実と機会を与えることにより、教育は破壊されるということであり、教育は破壊されるというものであります。改正法案第二十一条の三項によつて、教育公務員なるがゆゑに、市民な問題にならないことまでも、捜査、逮捕、拘留の対象となるのであります。刑事訴訟法第二百三十九条の一項

は、「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる」のであり、さらに同二項では官吏、公吏はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発しなければならないといふのでございす。が、十七箇条にわたる広範囲の人事院規則について、その解釈が一方的に権力機関にまかされることとなると、安心して教育に専念することは不可能になるのであります。

以上は教育公務員特例法の一部改正法案に対するおもなる反対点でございます。次に中立確保に關する法律案につきまして、若干の問題点を指摘し、逐次反対の理由を述べてみたいと思ひるのであります。

まず第一にあげねばならぬのは「何人でも」とすることによつて、文字通りだれでもこの法律によつて処罰されるわけになるということとてでございます。このことだけから見ても、本法案は単に義務教育諸学校の教職員にかかるとだけの法律ではないといふこととてでございます。すなわち、明らかに全國民の政治活動を制限する結果を生ずるもので、このことは露骨に憲法に違反する措置であることを指摘しないわけには行かないのでございます。また法案の中に述べているところの、その他の政治的団体についての解釈規定がなく、政治的団体の認定の根拠もないために、これらの用語が政治権力の拡張解釈によつて適用されるおそれが多分にあるといふことを申し上げなければなりません。(「その通り」)

第二点といたしましては、教唆扇動がために濫用され、教育に対する

フアツシヨ統制が強行されることは火を見るよりも明らかでございます。教唆とは、刑法第六十一条「人ヲ教唆シテ犯罪ヲ実行セシメタル者ハ正犯ニ準ス」と規定しているところであり、教唆とは、いわゆる教えそのかすこととでございますが、教唆が犯罪となるためには、教えそのかされた者が犯罪行為を実行したとき、犯罪の予備行為をしたときにおいて、教えそのかした者が罰せられるわけであり、従つて本法第三條の適用についていへば、教唆された職員が特定の政党を支持させ、または反対させるための予備行為として、たとえば教えなくとも教案を書いたというだけで教唆したものととして罰せられる危険があるのであります。この場合、職員に対しては教唆の事実の確立のため、児童、生徒のノートはもちろん、学校のあらゆるものを証拠物件として押収できることになるではございませんか。しかも行為者からそのかされたのであるとの表示があれば、本人がそのかす意思も行為もなかつた場合でも、一応犯罪者の取扱ひをされることになるのでございます。うかつには口もきけない恐怖状態がこうして学園を襲うことを否定することができるといふまいし、よくか。勵動とは何か、見て字のごとくおぼろそのかすこととございまいし、よくが、勵動の罪は、御承知のように刑法には規定されていないのであります。しかしこの今はないはずの勵動の罪が、例の破防法の中にかつての騒擾罪の構想をもつて再現して来たのであり、その行き過ぎはつとに指摘されたところでもあります。

第三にあげたいことは、法の目的があいまいであり、欺瞞的であるということとでございます。すなわち第一条には「教育基本法の精神に基き」ともつともらしいことをうたつていられるのでございますが、基本法第八條第二項「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」との規定だけを不当に強調利用したしまして、平和と民主主義を原則とする憲法を基調とした教育基本法の精神を尊重するものでないだけでなく、逆にこの法案は基本法全体の精神を踏みにじるものであることを指摘しなければならぬのでございます。しかも義務教育諸学校に適用を限定しているのは、国内にその教育に義務を負つており、しかも児童、生徒の純真な段階を考慮したと大連文相は答弁しているのでもございますが、高等学校以上の社会的影響力の多い段階について触れていないのは、あくまで政治的に考えられた、日教組対策といふこと以外の何ものもないことを露呈していることは明らかでございます。(拍手)

以上分析によつて明らかにならうに、これらの二つの法案というものは、まことに危険きわまりないものでございまして、そのねらうところは、政治的勢力の伸張または減退に資する目的をもつてする教育活動を禁止するといふものつともらしい理由に隠れて、実際には政府与党の伸張をはかり、一切の民主的勢力弾圧のための強力な武器を打込むものにはかならないのであります。(拍手)

今やこの二法案に對しましては、国内における各層各界の反対はもろろのこと、國際的にも大きな反響を呼んでおるのでございます。これら二法案は、すでにその内容批判において、ただいま明らかにいたしましたように、教育の自由と教師の自主性を破壊することは、火を見るよりも明らかでございます。もし不幸にして、この二法案が通過成立するときは、教師をして自主的、批判的精神を喪失せしめ、ひいては政治的無関心と、教育的無氣力に陥らせるのみならず、教育は常に時の政治権力に左右せられること事態を招来することは必至でございます。戦争に敗れましてからやつとのこと、新しい憲法のもとにおきまして、民主化の軌道に乗りつたある日本の教育を、その根柢より破壊するといふゆゆしい結果を持ち来し、悔いを千載に残すことは、私どもの断じて避けなければならぬこととあります。(拍手)わが日本社会党は、総力をあげて、新しい形態としてのフアツシヨの狂暴性を内包しておる教育関係二法案の成立には、断固反対であることを表明いたしました。私の討論を終ります。

終りにあたり、私は本法案の審議における大連文相大臣の答弁の態度は、実に傲慢にして不遜であることを指摘し、大臣の猛省を要求いたしますのでございます。(拍手)

○辻委員長 前田榮之助君。○前田(榮)委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となつております教育公務員特例法の一部を改正する法律案並びに義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、この二案と、これに伴う修正案に絶対反対の意思を表明するものであります。

この法律案が、われわれ国民の自由

を制限するという点において、われわれは根本的に政府と考へを異にいたしておるのであります。憲法第十二條には「この憲法が国民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない」と規定されておるのであります。この國民の自由が、國家に許されてある最大限に保障されるときこそが、その國家は文化國家といわれ、また國民生活の保障された國家でなければならぬと思ふのであります。長谷川君は世界の目が笑つておる、こゝ言われるのであります。歴史を見ますと、いわゆる革命が起つた歴史は何を物語つておるかといふことを考へなければならぬのであります。赤色革命を自由黨の諸君は恐れていらつしやるのであります。赤色革命は、自由黨的感覚から起ることをわれわれは言わなければならぬのであります。(拍手)幕末のとき、井伊大老の暴政を思い起さねばならぬと思ふ。なおまたローマノフ王朝の奴隸政治がソ連の革命となつたことも考へなければならぬのであります。ルイ王朝の革命は、國民の自由を束縛したことから起つておるのであります。世界の目はどちらを笑つておるかといふことを考へなければならぬのであります。自由がたつとばれ、人權が確保された時代に、赤色革命は起つた歴史はないのであります。(拍手)

目を世界に転じてみれば、今回の二法案はど處に時代錯誤であり、文化國家としてこれは許すべからざるどころの非國民的犯罪であるといわれ、考へるのであります。われわれ國民は、國民の自由を確保するために努力を払わなければならぬにかかわら

る学校においてある程度の制限を持たれることはやむを得ない点もあるのであり、また、職場を離れた家庭においても、国民生活においても政治活動に制限を加えるべきことは、憲法に反すると言われないならば、少くとも憲法の精神に反することだけは間違いないことなであります。かようなことをわれわれは断じてなすべきものではないと思ふのであります。もしほんとうに自由党の諸君が言われておる通りに、赤色革命を恐れるならば、強肉強食の政治をやめなさい。働くことを喜び、正直者がばかを見ない、正しいことをする者が尊重される世の中をつくりさえすれば、決して赤色革命は起らない。そういうことをしようとはしないで、汚職のふんだんに行われるようなことをやるのみならず、憲法を蹂躪し、国会を軽視して、多数横暴な政治をやるのみならず、国民大多數の者が犠牲になつて、一部の階級だけが榮耀豪華な暮らしのできる方向に多くの力を尽されるならば、当然世の中の思想は悪化し、国民思想に動揺を来し、そういうことは赤色革命の道を選ぶことであることを忘れてはならないのであります。

今日の教育界のありさまは、文部省が提示されたいわゆる偏向教育の実例などというように、今もつておくめもなく長谷川君も言われるのでありますけれども、実にきつつかい千円だと思ふのであります。一つの例を申し上げますならば、これは愛知県渥美郡神戸村の事件であります。これに対して神戸村教育委員会から、おそらく大連文部大臣にも進言書が出ておると思ふ。その一部を読み上

げてみますと、「神戸中学校に関する資料は事実と相違し左記の通り事実無根のものであつて学校教育上重大なる悪影響を及ぼすものと断じますから速かに取消されたく要望いたします。」かように教育委員会自身が公文書をもつて文部大臣に抗議を申し込んでおるのみならず、われわれにも明確に涙をもつて陳情いたしておるのであります。このことはただ単に偏向せるところの教育が行われていたというのみならず、かような無責任な文部当局の処置が、いかに地方民に迷惑を与えておるかというところを知らなければならぬのであります。その中の一節だけを讀み上げますと、教育委員会の所見として、「本村はかつて経済更生の模範村であり、教化指定村ともなつて県下の模範村として村民が誇りをもち、温厚著実な思想を持つた純農村である。かかる本村に於て仮りに偏頗的な教育が実施されたとしたら忽ち村内に反対の声が起り物議をかもし事実は必然である。然るに本村に於ては中学校創立以来七年間今だかつて村内にかかる声の起つた事はな

い。校長も教職員もかかる非難を受けたる事はない。各種の団体、PTA、公職者等の会合に於ても話題となつた事すら無かつた。村民は学校教育に対し敬意と信頼をもつて全く平穩無事であつた。かかる時、あの無根の事実の発表は遺憾至極である。平地に波瀾を起し、人心を動揺せしめ学校教育上支障を来した事多大である。速かに取消しの処置をとられるようお願いいたします。」このことは教育委員会のみならず、学校長からもその実情のありさまを詳しく書き連ねて陳情をいたしておるのであります。同時にこれはその中の実態を、姓名をもあげて明らかにしておるのであります。これは愛知県の一例であり、山梨県の小学校の実例も、文部省が言つておるのとほぼ違つており、文部省が実例をあげました二十数件のうち少くとも「われわれ」が何ぼ譲りまして、半数以上はこの通りなんだ。かかる国家の公の機関、またうそを言つてはならない教育の本家本元であるところの文部省が、でたらめな材料をもつて教職員が偏向いたしておると言うことは、教職員をいゝゆる思想的な犯罪人扱いにいたしておるというところであり、何ゆゑに今日の教職員を信頼し、みづからの自覚と責任の上に立つて中立が保たれ、正しい教育が行われるようにしないか。このことは大連文部大臣みずからの責任なんだ、自分の無能をたんに上げて、その罪を国民にかぶせるなどということばきつつかい千円だと言わなければならぬと思ふのであります。

従つて私はかような政治の権利を制限したり、思想的な弾圧あるいは調査等のごことが行われたならば、ひいては国民を萎縮せしめ、かわい子供にはつらつたるりつばな教育が行われなければならぬにかかわらず、いわゆる萎縮せしめられたところの教員によつて教育が行われたときには、日本の国民に調達な教育をすることはできるはずがないのであります。その国の消長は教育の元氣のあるなしにかかつてゐると私は思ふのであります。単にいわゆる官僚的な感覚によつてすべての事犯をながめ判断をして、国家を誤るがごときは、われわれの許すべからざる問題なのであります。従つてこれに對しては、全国のいゝゆる識者といひますか、目のある人は反対であるということであり、先般の衆議院における公聴会においても、自由党の推薦された人もあります。九人の中で七人は反対であつたというところを諸君は御承知であらうと思ふ。また東大におきまして、あるいはすべての私立大学等におきまして、教授や助教授、講師等が口をそろえて反対いたしていることを忘れてはならぬのであります。国家のこうした問題につきましては、文部大臣は反対する者は日教組の悪宣伝にまどわされておるというのでありますけれども、いかに日教組の人が宣伝上手と言ひましても、大学の先生などが日教組の先生方より思想的にまた判断力においてどちらが上か知らぬことは、三つ子でもわかつた話だと思ふのであります。むしろこの大学の先生が日教組の幹部を教唆煽動し、誘惑をいたしているから、大学の先生は不都合だといふなら話はわかる。そういうことはすなわち国家社会のこれらの事犯というものは、言論機関あるいは評論家、学者という目のある人、識者が最も正しい判断をしていふということになります。ならば、今の輿論はどうかということくらいはわかつた話だと思ふのであります。ところが大連文部大臣は、かかることは法律を讀まないとか、知らないととか、一部の人の宣伝にまどわされているとか、始終一貫これ以外に何もものないのではありません。われわれが二十日間ほどの論議の中に、何ら信憑性を持つた感心するに足るところがなかつたことは、このことを物語つてゐるのであります。まして、われわれはかかる意味におい

て、この法律の修正案にも反対するわけだ。ことに修正案が真に原案を是正をして正しい修正が行われているかといふと、これはむしろインチキであつて、かかる修正案というものはわれわれは断固反対しなければならぬと思ふのであります。ことに時限法であるところの「当分の間」実に愚にもつかぬことを言う。当分の間だからもうそう長いことはやらないんだから、ずいぶん悪いことではないんだから、がまんせよといふような、実に子供だましなことをもつて修正をしたというやうなことであります。これは修正悪私はやつたと思ふ。少くとも政治は国民とともに正しく、ごまかしや天ぷらであつてはならぬと思ふ。そういう意味で私は原案並びに修正案ともに断固反対するものであることを表明する次第でございます。(拍手)

○辻委員長 小林信一君

○小林(信)委員 私はこの法律が制定されるならば、まず、政治が腐敗墮落し、この類敗しております道義がます、地に落ちて行く。そしてこの社会に希望を見出し得ない、国民全体にいよく前途に暗影を投げかけるという点からいたしまして反対をするものであります。それは教育者ばかりでないかも知れませんが、教育者の使命として、日本の将来はいかにあるべきかという理想を常に現実に取り下して来て、これを批判、検討して、そして達し得られるところの理想というものを教師は常に考へて行くわけでございますが、こうした教師の熱意を奪つてしまつて、そうしていよくその法律の上に政治が屋敷をするようになってしまつたならば、困惑したところの日

本というものはますます暗澹たる将来に引込まれるようなおそれを感じるのであります。

政府がこの法案を提案いたしましてから事態があるから制定の必要があると思はれます。いよいよこの法案が、日教組の行動、この二つのものによつて強調しているのをごさいます。その考え方は非常にものを過大評価している。たといふ政府のいうような問題があるとしても、それに対する対策は道を誤つておられます。こういう点から私は指摘して行きたいのであります。偏向教育も確かにあるけれども、それは政府がその根拠として提案したあの二十四の資料はどうであつたか。実にでたらめなものであつて、何ゆゑかかるものをあえて出して誹謗するの。今政治に対して、文教政策に対して、国民全体が大きな批判をしていこうな状態のごさいます。これを日本国中がかかっている状態にあるといふところまで過大評価して、この法案を制定するとはまことに遺憾でございます。日教組の行動につきましても多少の行き過ぎがある。しかし日教組が今日まで六・三制の完全実施を叫んで参つたことに対しては、われわれは敬意を表さなければならぬ。点が多々あると思はれます。しかしそのものをたたえる謙虚さは、文部大臣初め官僚諸君並びに与党等には片鱗もない。こういうことで、教育行政が行われるかといふことを、私は反省していただきたいのであります。常に六・三制完全実施を叫んで政治を刺激し、政治に対して常に要望いたしまして、かかる現実になつていふといふことも、日教組の一つの仕事として認めてやら

なければならぬ事実である。私は思うのであります。それを一部の問題を取上げて、日教組があるがゆゑに日本の教育は破壊される、こういう過大批判をしていふのであります。これでは将来どうなるか。自分のことに対してはいささかも反省せず、独善的に他を批判する傾向は、いよいよ官僚統制機構を強化する一方であつて、まことに政治としては嘆かわしいところだと考えるのをごさいます。しかも現在多少の偏向教育がございまして、これはどういふふうな措置されてあるか。社会のきびしい輿論の前にやはり批判されまして、地教委等が、これに対して適切な処置をとつていふ。これが正しい教育行政であるのに、かかる法律を持つことは、ただいたずらに事を過大批判するところから起きているのであります。まことに教育行政をわきまえないにもほどがあるものと私は考えるのをごさいます。

さらにこうした事実が多少あつても、これに対する教育行政がいかにあるべきかといふ点を考えますときに、また非常に私は残念なものを感ずるのをごさいます。憲法が示すところのもののに反することは当然のこと、教育基本法の精神にもとることにおきましては、まことに由々しき問題でございます。大臣が教育基本法の精神を具体化したとか、あるいはこれを実質化したとかいふふうなことを申し上げて、これを具体化しないところに教育基本法の精神があるのをごさいます。大きくて、これを小さく、こまかく砕かないところに、教育は他の権力、あるいは

政治に支配されないといふ大方針がある。これをこまかく砕いたとか、あるいは具体化したとか平気でおつしやつておられますが、教育基本法の精神を知らないにもほどがあると思はれるのをごさいます。もちろん教育といふものが、教師の自主性、あるいは子供を通して父兄や社会が、常にこれをきびしく批判し、そこにつくられるところの教育的な熱意といふものが教育を向上させるものでありまして、こうした法の力によつてあるいは罪悪視することによつて、教育といふものがどうなるかといふことを考えますときに、まことに遺憾でございます。こうした方途を誤つたことは、われわれが念願しておりますところの真理を追求する、平和を愛好する人間をつくることを不可能ならしめるものと私は考えるのをごさいます。こういうふうな過大評価、あるいは方途の誤りといふものはどこから出て来るか、これを要するに、自分みずからの失敗といふものをかばう以外の何ものもない。そして自分たちの政治の行き詰まつた無能さを、かばう以外に何ものもないと考えるのをごさいます。

さらに私は、この法案審議の最中、政府並びに与党がどうしても通そうとするところから、幾多教師を誹謗したことがあるのをごさいます。決して教師に対して敬意を払つたり、あるいは尊敬するような言葉は、この委員会においては大臣あるいは与党からは片鱗も出ておらない。その通りこうした審議の過程からいたしまして、教師は今いかなる心情にあつて教壇に立つておるかといふことを考えますときに、この法案が成立したあかつきには、い

よいよ熱意をもつて次代の国民を養成するといふような、そうした純真誠意は生れない。何か私は不安を感じずにはいられないのをごさいます。教育行政こそ、いかにして次代の国民をつくるか、いかなる次代をつくるか、ほんとうに政治が教師に信頼され、そしてそこに相寄つて子供をばくくもりとすること以外にないのであります。誹謗され、これに対する反感を持つて、ここに生れるところの教育は、いかにして、日本の再建に役立つかといふことを考えましたときに、私は非常に恐怖を感じるものでございます。

以上の見地からいたしまして、法律の体系あるいはその内容につきましても、やはり矛盾したもの、あるいは不合理なものを感じずにはおられないのをごさいます。先ほどどもなたが申されましたように、扇動罪といふものが非常に論議されたけれども、教育者を罰するのには平然として取上げておる。あるいは原案によりましてところの「至らしめるに足る」といふことに難解な言葉をもつて、そしてその裏には、非常な悪意を持つたところの言葉を平気で使つておる。修正案の言葉であります「ための」といふ三つの文字が、この原案の三条の二項の内容を全部含むといふような、そういう恐ろしさを感じますときに、法律の体系といふものは全然考えられず、何でもかんでもこの中に取入れて、そしてあらゆる場合に適用しようとするところの考え以外に何ものもないのであります。

それから、地方公務員法に示しますように、教育公務員に對しましては特例を設けることができるといふことが

五十七條に書いてあります。しかしこの五十七條に規定する場合、第一條の精神に反してはならないと書いてある。だのに今回の特例法の改正にあたりましては、地方自治体で働くところの地方公務員を國家公務員並に扱つて平氣である。これもやはり法律に反するところではないか、それをたくみに「例による」といふ言葉でごまかしてあるのでございますが、國家公務員に扱う以外に何ものもない。こういう点から考えまして、非常に無理がある。さらに人事院規則を適用する欄におきましては、人事院が國家公務員に對してはこれを擁護する機能を持つておる。ところが人事院は地方公務員に對しては何ら責任を持つておらない。こういうものが平然として取扱われております点を考えますときに、この法律がいかに惡法であるかがわかるわけでございます。

私は最後に、教育者の教育そのものに対して遺憾の点をあげるのをごさいます。先ほど教育基本法の問題で申し上げましたように、決して教育といふものは権力の支配に左右されてはならない。時の政治によつてその内容等が支配されてはならない。そうして政治の中立性を確保して行かなければならない。これが現行法の根本精神でございますが、この法律ができますと、地方の現在の事情等から考えまして、いよいよ悪用されて、結局一つの政党の伸長のために使われる、あるいは地方教委の感情あるいは警官の独善、こういうふうなことによつてこの法律が濫用されまして、教育といふものはますます破壊される一方であると思ふのをごさいます。それから教師の

熱情というものがうけることは、私が申し上げるまでもなく、各委員が述べられたところでございますが、常に犯罪の対象にされておるというのを自分自身が考える場合に、その教育内容を研究し、検討するような熱意はもろもろなくなつて来る。自分たちの生活の一切がこの犯罪の対象として常に捜査を行われる、あるいは偏向教育の資料等から考えまして、文部大臣がその出所を明らかにしません点などは、やはりこういう点につきまして、教育者はすでに大きな恐怖を持っておるのでございます。密告がある、警察の何か通達がある、しかし文部省はこれを秘密にするから密告してもよろしい、あるいは警察も何かおもしろくない場合には、これを文部省あるいは教育委員に通達してもいい、今回のように文部大臣は厳として口を割らないのだという事になれば、こういう事実からして教壇に立つておらなければならぬ。さらに地方教育委員会というものは強化育成すると大臣は言っておられるけれども、これは決して育成しておられない。こういう教育委員会によつてこれが運用されるときに、どういふ結果になつて現われるか、おそらく地方教育には大きな混乱が起る以外に何もものないのではありません。こういうような状態からいたしまして、教師はいよいよ教育に対しては情熱を失つて行く。われわれは政治活動が教師に限つては、その時間内あるいはその地域内においては制限されるものよろしいけれども、それ以外にあつては自由であつて常に時局を批判し、公民として、人間としての教養を高めておるところに大きな

の感動もあり、責任を感じるころが出て来るのでございまして、これが教育に作用する場合、初めて教育というものの真髓が生れるのでございまして。こうした熱意のない、情熱のない教育というものが今後行われるときには、はたしてつばな公民が生れるかどうか、非常に遺憾に思ふものでございまして。とにかくこういう法律が制定されることは、政府の失政によつて生れたことは事実でありまして、それがいいよ官僚制機構を強化する、そういう教育というものはますます情熱を失つて行くというのを考えますときに、この法案に対して反対せざるを得ないのでございまして。以上をもつて終ります。(拍手)

○辻委員長 松田竹千代君。
○松田(竹)委員 私日本自由党を代表いたします。ただいま議題となつております義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案並びに教育公務員特例法の一部を改正する法律案並びに保守三派の共同提案にかゝる修正を含めて賛成の意を表したいと思ひます。(拍手)

すでに共同提案者たる自改の両委員からその賛成の趣旨を表明されておるから、もとよりわれわれの見解も自改両委員から述べられたことと共通する点が多いのでございまして。従つて私は多くを述べません。ただ私はこの法律案が法律となりまして、これによつて全国の教育界の現下の時弊、この法律のねらうところの目的を完全に達成し、万全を期するに足り得るものであるとは私は考えられない。この複雑な世の中で、一法律の力はおのずか

ら限度があります。わけて教育界においてしかりであると私は思ふのであります。われわれは国会にとり幾多の法律をつくらせておる。しかもいかなる法律でも完全にそのねらうところの目的を達しておるかというのを考えるときに、われわれは既成の法律の一部改正法律案を始出しおる。これを見ていかに法律というものが、完全にその目的を達成することのできないものであるかということも判断できる。従つてこの二法案のごときのもあまり好ましくない法律である。(その通り)さりながらなおかつこれを必要とするの世相、この教育界の時弊を悲しまざるを得ないのであります。ただ私はこの法律ができ、そうして全国の五十余万の教員諸君の真摯な崇高な国民教育という使命に目ざめて、その良識が、その自主性と創造性を進展せしめつつ、なお過去の誤りを行き過ぎを矯正せられることを希望し、かつ信じ、この法律案が法律となつたあかつきでも、その発効の機会なからしむることを希望しつつ、私は衷心からこの法案に賛成するものであります。

○辻委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。初めに義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案について採決いたします。

まず本案に対する松田竹千代君外十六名提出の修正案につき採決いたします。この修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○辻委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次にたゞいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○辻委員長 起立多数。よつてたゞいまの修正部分を除いては原案通り決しました。これにて本案は修正議決されました。

次に教育公務員特例法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず本案に対する松田竹千代君外十六名提出の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○辻委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次に修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○辻委員長 起立多数。よつて修正部分を除いては原案の通り決しました。これにて本案は修正議決されました。

なおたゞいま修正議決されました両案の委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なし〕

〔異議あり〕と呼ぶ者あり

○辻委員長 それでは少数者の意見を保留するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○辻委員長 さよう決します。

本日はこれにて散会いたします。

午前二時三十八分散会

〔参照〕
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年三月三十一日印刷

昭和二十九年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局